

司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について

平成21年9月18日
司法試験委員会

新司法試験の論文式による筆記試験の科目のうち、専門的な法律の分野に関する科目（選択科目）は、司法試験法（昭和24年法律第140号）第3条第2項第4号により、法務省令で定めることとされており、具体的には、この省令である同法施行規則第1条により、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）の8科目と規定されています。また、同規則を改廃する際には、司法試験法第6条により、法務大臣は、当委員会の意見を聴かなければならないとされています。

当委員会では、平成20年9月22日、法務大臣の諮問を受けて、同規則第1条の改正の要否及びその内容について検討してきましたが、実務的な重要性や社会におけるニーズ、法科大学院における講座開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、新司法試験の実施状況や出題内容の独自性、司法修習の状況などを総合的に考慮し、同規則第1条について、今回は改正の必要はないものと考えております。

これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて提出してください。

意見提出先、意見提出期間及び問い合わせ先は、次のとおりです。

意見提出先	電子メール	jinji06@moj.go.jp ※ 件名に「司法試験意見募集」と明記してください。
	郵送	〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 司法試験委員会「司法試験御意見募集係」あて
	F A X	03-3592-7603 ※ 件名に「司法試験意見募集」と明記してください。
意見提出期間	平成21年 9月18日（金）から 平成21年10月19日（月）までの間（必着）	
問い合わせ先	法務省大臣官房人事課	電話：03-3580-4111（内線5726）

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御了承ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対して、個別の回答はいたしかねます。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、必要に応じ公表することがあります。

【参照条文】

○司法試験法（昭和24年法律第140号）

（司法試験の試験科目等）

第3条（略）

- 2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。
 - 一 公法系科目
 - 二 民事系科目
 - 三 刑事系科目
 - 四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
- 3, 4 （略）

（司法試験委員会の意見の聴取）

第6条 法務大臣は、第3条第2項第4号若しくは第3項又は前条第5項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

○司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）

（法務省令で定める試験科目）

第1条 司法試験法（以下「法」という。）第3条第2項第4号の法務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

- 一 倒産法
- 二 租税法
- 三 経済法
- 四 知的財産法
- 五 労働法
- 六 環境法
- 七 国際関係法（公法系）
- 八 国際関係法（私法系）